

岩手県医療局管理規程第5号

医療局会計年度任用職員等就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

岩手県医療局長 小原重幸

医療局会計年度任用職員等就業規則の一部を改正する規程

医療局会計年度任用職員等就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別休暇)</p> <p>第7条 会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第1号から第6号まで、第9号から第22号まで（第12号及び第20号を除く。）に規定する特別休暇に準じて有給休暇を与える。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 会計年度任用職員が、企業職員就業規則第34条第9号に規定する子等（以下この号において「子等」という。）の<u>看護</u>（負傷し、若しくは疾病にかかった子等の世話又は同号に規定する養育する子の疾病の予防を図るために必要なものとして医療局長が定める世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>(8)～(18) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第8号、第12号、第20号、第25号及び第26号に規定する特別休暇の例により無給休暇を与える。</p> <p>(1) 会計年度任用職員の保護する<u>小学校就学の始期に達するまでの者が</u>予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の予防接種、<u>学校保健安全法（昭和33年法律第56号）</u>第11条の健康診断又は母子保健法第12条若しくは第13条の健康診査を受ける場合その他医療局長が定める場合で、当該会計年度任用職員の介助が必要と認められるとき。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第7条 会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第1号から第6号まで、第9号から第22号まで（第12号及び第20号を除く。）に規定する特別休暇に準じて有給休暇を与える。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 会計年度任用職員が、企業職員就業規則第34条第9号に規定する子等（以下この号において「子等」という。）の<u>看護等</u>（負傷し、若しくは疾病にかかった子等の世話、<u>同号に規定する養育する子（以下この号において「養育する子」という。）</u>の疾病の予防を図るために必要なものとして医療局長が定める世話若しくは<u>学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして医療局長が定める事由に伴う養育する子の世話を行うこと又は養育する子の教育若しくは保育に係る行事のうち医療局長が定めるものへの参加をすることをいう。）</u>のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>(8)～(18) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第8号、第12号、第20号、第25号及び第26号に規定する特別休暇の例により無給休暇を与える。</p> <p>(1) 会計年度任用職員の保護する<u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が</u>予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の予防接種、<u>学校保健安全法第11条の健康診断又は母子保健法第12条若しくは第13条の健康診査を受ける場合その他医療局長が定める場合で、当該会計年度任用職員の介助が必要と認められるとき。</u></p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。